

会 議 録

会議の名称	第1回東村山市地域福祉計画策定委員会				
開催日時	平成23年6月20日(月)午後7時00分～9時00分				
開催場所	東村山市役所 いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>出席者：</p> <p>(委員) 河津英彦委員・橋本洋子委員・中山文人委員・山路憲夫委員・小澤進委員・遠藤てる委員・松尾美智夫委員・濱田勲委員</p> <p>(市事務局) 菊池健康福祉部長・田中健康福祉部次長・今井子ども家庭部長・小林子ども家庭部次長・和田地域福祉推進課長・肥沼障害支援課長・鈴木高齢介護課長・中島健康課長・野口子ども総務課長・地域福祉推進課鳥越主査・新井主査・障害支援課野崎課長補佐・高橋係長・高齢介護課吉原係長・健康課菅野係長・子ども総務課空閑課長補佐</p> <p>欠席者：藤岡孝志委員・龍野乗子委員・鈴木博之委員・小杉眞紗人委員</p>				
傍聴の可否	傍聴可能	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 委員自己紹介</p> <p>4 役員選出 委員長(河津英彦) 副委員長(橋本洋子)</p> <p>5 議題</p> <p>(1) 地域福祉計画について</p> <p>(2) 地域福祉計画の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の検討 ・基本目標の検討 				
問い合わせ先	<p>健康福祉部地域福祉推進課計画担当</p> <p>担当者名 新井 泰徳</p> <p>電話番号 042-393-5111(内線3183)</p> <p>ファックス番号 042-395-2131</p>				

会 議 経 過

5 議題

(1) 地域福祉計画について

事務局

資料1をご覧ください。地域福祉計画を作っていただく上でのイメージを説明させていただきます。策定委員会で主に作成いただく部分は「基本理念」「基本目標」「重点施策のまとめ」等になります。資料はそれらの位置づけを示したものとなっています。

市民意見を取り入れて作られた総合計画、市民意向調査、その他各部会でご検討いただいている課題があるかとおもいます。このようなことを踏まえて、地域福祉計画の基本理念と基本目標を作っていただきたいと考えております。つくっていただいた理念と目標を上位概念とし、個別計画専門部会で計画の検討が進むこととなります。そして計画の検討が進につれ、横断的に議論すべきものや、課題が出てくるかと思われま。それらをあらためて地域福祉計画の策定の中で検討いただき、重点施策のまとめや課題の整理を行っていただくこととなります。また、これら地域福祉計画をどのような視点になって行っていくのかを示したものが「基本視点」となります。

次に資料2をごらんください。資料2は資料1をうけて具体的にどのようなスケジュールで計画を作っていくかが記載されております。要点のみ説明させていただきますと、東村山市では第3次地域福祉計画に沿って地域福祉の推進をすすめております。第4次地域福祉計画の策定にあたって、これまでの理念等を踏まえ、総合計画、市民意見、第3次計画での課題等を勘案しながら作っていただくこととなります。

第1回の策定委員会では、第3次地域福祉計画の基本理念・基本目標及び現在の状況(第4次総合計画、市民意向調査等、各部会での課題)を踏まえて自由なご議論をいただきたいと考えております。この後、7月に高齢、障害、健康の各部会で個別計画の評価を行います。また、8月上旬に市民の方から自由に意見を募集することも考えております。こちらは市報等で情報提供を考えております。これらの内容を踏まえ、8月の下旬に第2回の策定委員会を行い、計画についての基本理念や基本目標についての詰めを行っていただけたらと考えております。

8月下旬に基本理念、基本目標が固まったとすると、9月以降に各部会で具体的な検討が進んでいくこととなります。9月以降の各部会での検討で出てきた課題については、策定委員会にお持ち帰りいただき、課題の整理等を行っていただきたいと考えております。これらを9～12月に行っていただきたいと考えております。

12月を目途に、計画について一定の整理を行い、パブリックコメントを行い、市民のみなさまの意見を伺いたいと考えております。そして年明けにパブリックコメントを受けての最終的な検討を行っていくこととなります。こちらが今現在想定しているスケジュールとなります。

委員長

策定委員会の開催スケジュールの確認をお願いします。

事務局

8月下旬に基本理念・目標の検討を行い、9月～12月に重点施策の検討として数回の開催を予定しております。最終的にパブリックコメントを受けて2月に開催を予定しております。

委員長

今の説明について、各委員より意見・質問等あればお願いします。

委員 A

第4次総合計画は、市民の方が参画してつくられた市の大きくりの計画になると思います。その中身については個別部会や保健福祉協議会ではあまり関与していなかったと思いますが、総合計画をどの程度意識して策定をするべきかを教えてください。

事務局

総合計画の策定については、市民の皆さまからの意見や、市での検討を踏まえたものとなっております。地域福祉計画は総合計画を上位計画とするために、総合計画の範囲内での策定となります。そのうえで、その範囲については一概にここまでと規定されているものではないため、今後、委員の皆さまから多くの意見をいただく中で、必要に応じて、事務局で回答していきたいと考えております。

委員 A

総合計画の策定にあたっては、保健福祉協議会内での議論は行われたのですか。

事務局

保健福祉協議会の議題としてご議論いただいたことはございませんでした。

地域福祉推進課長

総合計画の策定にあたっては、市民意見をいただき、各所管で調整を行ってまいりました。市の全体の大きな計画としてつくっておりますので、骨格としてお考えください。

委員長

総合計画の中で、保健医療福祉として重点的なものが挙げられていますが、これは地域福祉計画を作るにあたって看過できない部分です。これは、はじめからある程度宿題を与えられているという認識でよろしいでしょうか。

事務局

総合計画については当時の地域福祉計画を踏まえての議論を所管で行っておりますので、重点施策等については地域福祉計画とのかい離が無い内容となっております。そのため、先ほど説明させていただいた「第3次地域福祉計画を踏まえた策定」を行っていただきたいと考えております。

委員長

他の委員の方、意見はございますか。

委員 B

資料 2 ですが、児童育成計画推進部会では計画の評価は昨年度完成しているため、それを当てはめるということでよろしいでしょうか。

事務局

策定委員会での議論の中で統一した資料提供ができるよう、児童育成計画推進部会の計画評価については、現在完成している評価をもとに、他計画で作成する計画評価と似た様式にまとめ直すことを考えております。

委員長

レインボープランは計画策定期間がずれていますが、地域福祉というからには子どもの関係の計画を抜きには考えられないと思います。地域福祉計画の中では同じような扱いにしてくれないと一体的な、市民が自ら参画し、当事者も参画し、行政だけに任せるのではない地域福祉計画にならないと思います。そういった意味では、ローリング等も見据えて、全体の議論中で「レインボープランはあるが少し重点を変えよう」等といったことをやっていかないと、地域福祉計画を作る意味合いが弱まってしまう気がいたします。

委員長

他に意見はございますか。

委員長

地域福祉計画には個別の福祉計画があるわけですが、市民にとっては個別の計画こそが関係が深いと思われれます。その中で、地域福祉計画が上位計画といっても単なる横串計画であると意味がないと思います。そのため、個別計画を前提とした地域福祉計画ではなく、まず地域福祉計画があって個別計画があるという認識に立って進めたいと思います。

委員長

他に意見はございますか。全体の枠組みはこれでよろしいですか。

委員 A

資料にあるように現行計画の評価の問題があります。計画を作るにあたっては、従来の計画がどうであったのかというきちんとした総括をしないと、あらたな仕切り直しの計画がより良いものにならないと思います。そういった意味ではこの評価はとても大事だと思いますが、ここでは各部会で 7 月に評価をし、それをうけて地域福祉計画の理念・目標をつくるとなっています。そうすると、地域福祉計画全体の評価は各部会での評価を積み上げたものになるのか、策定委員会であらためて議論するのかどちらでしょうか。

事務局

各部会での評価を踏まえた「地域福祉計画全体の評価案」を第 2 回策定委員会にお出しさせていただき、そこでご意見を伺いながら、さらに基本理念・基本目標のご検討をいただければと考えております。

委員長

地域福祉計画の評価というのは、理念等についての話になるかと思うが、個別計画では行動計画のような目標値が掲げられているため、7月の評価ではこの目標値がどこまで達成できたのかまで出るのでしょうか。

事務局

目標値が設定されている計画と、そうでない計画がございます。例えば P.83 の樹系図で説明しますと、主要施策についてどのような施策を行ったか、効果があったかの評価をこれまで各部会で行っております。その結果、それぞれに数値的な評価や文書的な評価が行われています。

委員 C

確認させてください。例えば地域福祉計画 P.24 で、主要課題という分野別の課題が羅列してあります。それに伴って、基本目標がだされ、各分野で細かい施策がとり行われてきているという認識でよいのですか。それに対し、施策の効果等を評価し、第4次の計画策定に活かすと捉えてよいのでしょうか。

事務局

その通りです。

委員長

それでは具体的な検討に入る前に、行政として、前期の計画から今期の計画をつくる中で、大きな変化として認識しているものはありますでしょうか。

事務局

地域福祉推進課が把握している内容で説明させていただきますと、近隣住民との関係が薄くなってきていることが挙げられます。無縁社会という言葉がありますが、アンケートを実施しても地域との関係の希薄化が表れてきております。また、それと反するようですが、地域とのつながりが大切であるという考え方が増えてきていることも推察されます。次に健康づくりの考え方ですと、健康に気を付けている方が増加しまして、健康診断を受けている方の割合や、生活に気を付けている方の割合が増加しております。また、防災に対する意識についても、高まってきていることが推察されます。

(2) 地域福祉計画の検討（基本理念の検討）

委員長

さまざまな社会、経済状況の変化がある前提で基本理念の検討をしなければいけないということかと思われませんが、まず、資料に基づき事務局から説明をお願いします。

事務局

資料3と資料6をご覧ください。まず資料6ですが、こちらについては所管で作成した参考資料となります。今回、資料3と資料4を作成するにあたり総合計画や意向調査結果の内容を参照し、まとめたものが資料6になります。あくまで事務局にてまとめたものになりますので、これにとらわれず、自由なご意見をいただきたいと考えております。

資料3の説明に入ります。ここでは基本理念について具体的な検討に入っていたと考えております。初めに第3次地域福祉計画の基本理念について説明させていただきます。基本理念である「ともに認め合い、話し合い、支え合いながら暮らすことができるまち 東村山」には、「人権の尊重」「参加と協働」「共生社会」といった内容が包括されております。今回、皆さまにはこれらの考えを踏まえたくて、第4次地域福祉計画の基本理念策定にあたり、入れた方がよいと思われる考え、キーワード等をお伺いしたいと考えております。

たたき台として、事務局案を資料に掲載しておりますので説明させていただきます。一つ目として、総合計画や意向調査から「健やかにいきいきと」「健康づくり」等々の考えが出てきているため「健やかにいきいきと」といったことをキーワード案に。二つ目として、同様に「安心な暮らし」「安心して子育て」等々の考え方から「安全で安心」といったことをキーワード案として例示させていただきました。

例えばこのようなキーワードと第3次地域福祉計画のキーワードを合わせて理念を作成すると、資料にあるような「ともに認め合い、支え合う、安心でいきいきと暮らすことができるまち 東村山」といった理念案となります。実際は本日皆さまからご意見をいただいた内容を参考とし、次回に案文を提示させていただきたいと考えておりますので、本日は自由なご議論をいただきたいと考えております。なお、本日ご欠席の委員からメールにて「基本理念(案)が第3次地域福祉計画とあまりに似ているため、「互いに認め合い、支え助け合う」や「安心して豊かに」等、少し変えてみてはどうか。」等のご意見をいただいております。

委員長

今ご説明を受けましたが、基本理念は感覚的に決めるものではなく、時代や社会の変化を認識したうえで検討していく必要があるかと思えます。今回の事務局案がでてきた背景はどのような認識からでしょうか。

事務局

事務局案の根拠としましては資料6の総合計画や意向調査の調査結果となります。(意向調査の内容等を冊子と比較して説明)

委員長

前期と今期では6年の違いではありますが、より世の中の進み方が変わってきている部分があるかと思えます。これからの地域社会を見据えながらどうすべきかだと思います。基本的な、そのような認識がなければ、単なる意見の積み重ねでは理念とならないと考えますが、大きな社会変化といったところでは委員の皆さまはどのように考えますか。

委員A

ひとつは高齢化の加速だと思います。特に後期高齢者が増えているということ

直視しなければなりません。後期高齢者はこれからの20年で1000万人増加します。70歳を境目に要介護と医療依存度が飛躍的に増える社会となります。すると支え合いや健康づくりといってもまさしくきれいごとであり、本当に要介護度が重くなった高齢者たちを今までの制度で支え切れるのかといった問題が問われてきます。制度、財源、日本の財政状況の急速な変化等も見なければなりません。非常に財政を必要とする後期高齢者が増え、そのなかで私たちの社会をどうしていけばよいのかが問われています。そこらへんをもう少し、きれいごとではなく、どうやって支え合いの地域社会を作っていくのかをもう少し踏み込んで考えるべきではないかと思えます。

また、直近の大震災で突きつけられたのは、今までのような成長神話にささえられた豊かな社会という言葉でよいのかということです。もう少し私たちの生活のあり方を見直して、シンプルにお互いに連帯して支え合っていく意識転換をどのように図っていけばよいのかをキーワードの中に盛り込めないかと考えます。

委員 B

東村山市では保育所の待機児が日本でも有数の自治体のため、どうしてもその点に考えが行ってしまいます。雇用状況の悪化に伴い、ますます共働きが増加する中で、保育園のニーズ増、無認可の利用、延長保育をやっている幼稚園を利用しての就労などです。

また、こういったアンケートを取り入れていただくのはありがたいが、平成20年度に実施した次世代行動計画の際に実施した保護者向けアンケートも載せていただきたかった。それをうけ、検討を積み重ねたうえで、標語や理念がきまってくるという考えがあるとおもいますので。

それと、地域社会の件でいうと、自治会の組織率が低いと思えます50%を超えている程度。この前の震災の直後買占めのようなことが起こり、近所の高齢者を援助したいときに自治会が動けず、自身で知っているお年寄りの所に個別に伺うしかないといった状況でした。震災の与えた影響が多様であることは間違いがないが、そういった繋がりをどうやって掘り起こせるかが重要。

また、先ほど委員がおっしゃったようにシンプルであるべきで、ミニマムな表現を最初に考えるべきだと思う。「人権の尊重」も「参加も共同」も「共生社会」もいろいろありますが、人間発達の言う人権の尊重を標榜して生まれてくる子供はいないわけです。何かをやること、誰かと共同でやることを学校や地域社会で味わったうえで、その次の段階でいろいろな役割や社会を意識していくので、最初のシンプルな「参加や協働」をメインにやるのも一つの方向性かなと思っております。

委員 D

社会の変化としては障害者施策の法制度として、再来年の8月ごろに(仮称)障害者総合福祉法ができるという流れがあります。従来の障害者自立支援法では3障害が一本化されましたが、利用者負担等の問題がありました。これらを踏まえ、新しい法律ができるのではないかと思います。本来なら法律ができた後、計画策定を行えばよいが、現時点ではそれを見据えて策定していく必要があると感じております。

また、理念の考え方はいろいろ見方があると思うが、その拠り所とするのはやはり総合計画なり市民アンケートなり、グループインタビューなり、(策定をするために調査をしたと前提に出していますので、)そこからかけ離れない方がよい

かと考えます。総合計画も多くの市民参加によってできたものです。障害者団体等の意見も聞いてできたものですので、総合計画での課題や今回の調査で市民の皆さんがどこを向いているのか、団体の意見がどうなのかを集約したものを探し出して理念をどこに定めたらと考えたらよいのかと思います。

委員 E

地域福祉、健康問題になると高齢者に目が行ってしまいますが、先ほど他の委員がおっしゃいました「これから高齢化がすすんでいく中」で、元気な高齢者が出てこないと問題が起きます。その中で地域福祉計画の理念をどういった表現にするのかというと、個人的には「安全と安心」というのは簡単だが、実際に、現実社会での実現は困難かと思えます。もうすこし現実に近いような形で表現した方がわかりやすいのではないかと思います。

委員長

少子高齢化の傾向は大きな制度変化がなければ変わらないと思われれます。少子化の問題の中で気になってくるのが、「お世話になるお母さん方」は多いが、子育てが終わり「自分が世話する側に回ろう」といった方が少ないことです。大学生も省エネといいながら、エレベーターを使うといった状況。このような社会貢献するという発想がない状況を問題にしないと先に進まないのではないかと個人的には思います。地域福祉といった部分では、改めて税金(お金)で解決するだけではない、共同子育てとか協働介護を考えていくことも必要なのではと考えます。

私自身は「快適に暮らせる」とか「安心して子育て」というのは自分本位ではないかと思えます。見方の一つで、「多少自己犠牲があってもみんなの幸せのために」といった考え方がないと、地域福祉の今後はないのではないかと思います。そのため、ひとつひとつの言葉の願いは願いで良いのですし、最終的なまとめは変わらないものになるかもしれませんが、思考過程というか、何をどう議論するかということが必要だと考えています。自分だけが良いのではなく、それぞれ抱えている問題は自分が抱えたものかもしれないということをお互いが理解しあい、「じゃあどうするか」というのが本来の地域福祉だと思います。これは、行政だけがやるのではなく、住民、住民の中でも当事者(利用者)が計画に参加し、担い手にもなるという理論です。お世話になるだけでなく、ケアは受けるが、できることは自分たちでやろうということになります。

私は少しシビアに考えないと、単なるきれいごとの標語で終わってしまうとなにもならない。個別計画は市民にとって必要でしょうけどそれをまとめた上位概念である地域福祉計画の理念や目標について、どういう議論の上でこういう標語になったのかを残さないと意味がないのではないかと思います。

委員 C

確かに自分さえよければという若い人が増えているのは残念ながら事実です。いろんなところで相手のことを考えるという意識が若い世代に薄れている気がします。ついては高齢者の健やかな生活ももちろん大事ですが、これから東村山市を担っていく若い世代のそういった意識づくり、意識を高めるようなキャッチフレーズがわかるようなキーワードがあってもよいかと思えます。

総合計画の特徴として実効性を重視した計画とうたわれています。その中でも東村山市の重点課題を鮮明にしたと文言がありますので、もう少し第三次地域福祉計

画の評価を用いて、的確なはっきりとした課題等が出てくれば、それを取り入れるのも一つかなと思います。やはり大きな枠組みでしか書かれていませんので、いままでの課題、行ってきたこと、その評価を踏まえ、キーワードをみつけていくのも大事なかなと思います。誰にでもわかりやすい。お互い様というような力を合わせて作っていけるようなキーワードがあってもよいのかなと思います。

委員長

原田正文さんの大阪と兵庫での子育て支援の調査比較の中に、1980年生まれの子供を抱えた母親と、2003年生まれの子供を抱えた母親の比較がありますが、小さな子と触れ合う母親が減っていたり、母親に仕事への自己実現を望む方が増え、子育てだけでは満足できず、そのイライラ感が募ったりと、母親の世代でも大きな差が出てきています。それから東村山市の保健師から、子どもを産みたくないという不本意な妊娠といった相談が多いとも聞きました。また、川崎市では母子保健健康手帳の4分の1が未婚の母親であると(その後婚姻される方も多くいらっしゃるだろうが)。やはりおおきく世の中の意識が変わってきていると思います。

その中で、もう一度地域でつなぎとめるということが無駄なことなのか、やはりそれをやる意味があるのかというのが、地域福祉計画にも問われてきているのではないかと思います。現在の地域福祉計画の理念で、「支え合い」というのはそのままですが、「ともに認め合い」と「話し合い」にはどういう意味が込められているのでしょうか。

事務局

理念に込めた意味としましては地域福祉計画冊子のP.27にある部分になります。

委員長

私は「男性も女性も」「高齢も子供も」「障害があるひともないひとも」互いに認め合いという意味なのだろうと思うのです。様々な個性とか、様々なあり方をしていく人同士が、お互いを認め合う、受け入れていくことが前提なのではないかという気がするのです。そういった意味で人権の尊重なのだろうと。また、「話し合いは」、「理解し合い」ということだと思います。また、8月に精密な議論をする必要がありますが、この二つのキーワードはそんなに疎かにできないのではないかと思います。

委員長

それでは本日はフリーに話をすることですので、二つ目の基本目標の検討について事務局から説明をお願いします。

(2) 地域福祉計画の検討(基本目標の検討)

事務局

資料4について説明させていただきます。あわせて資料5もご覧ください。抜粋して説明させていただきます。資料5をご覧くださいと、第3次地域福祉計画で設置した5つの目標から個別計画でそれぞれの施策の方向を策定しているのが

わかるかと思えます。2ページ目以降には第3次地域福祉計画における施策の方向よりさらに深い内容まで記載した樹系図の写しを記載しております。

資料4をごらんください。基本目標の検討についても、第3次地域福祉計画を踏まえて行っていただきたいと考えおります。そのため、資料では第3次地域福祉計画の基本目標とその方向をまとめて記載しております。基本目標1で説明しますと、「みんなで支え・参加する東村山市の福祉」では、その方向として「福祉に対する理解の促進」、「人にやさしい生活・まちの整備」、「個性を尊重し可能性を伸ばす環境の整備」、「自立と社会参加を促す就労支援」をあげております。さらに、総合計画や市民意向調査を踏まえた案として「地域で支え合うことが重視されている」、「人権の尊重、成年後見制度、DV」をあげております。

皆様の方でこういう課題があるのではないか、こういうことを重視した方がよいのではないかということをお自由に意見をいただければと思えます。その意見を事務局でまとめ、並び替えを行い、基本目標の新しい案を提示できれば考えております。

委員長

ご自由にご意見をお出しいただければと思えます。

委員A

さきほどの理念にも関わるもので、ここにもある「参加と協働」があります。これは言葉としてはやや色あせた感じになってはいますが、言葉としてはますます重要になってくるものだと思います。しかし、問題は協働の中身の問題です。これは目標ですから、中身まで議論する必要はないかもしれませんが、地域によっては指定管理者制度のような「行政が市民に委託する」ことを協働の一つだと誤解されている面もあります。そうではなくて、本当の意味での市民と行政が手を携えて、どういう協働をしていけばよいのかが問われています。これは理念や中身づくりの際に意識し、どうやってこの中に書き込んでいくのかが今回の大きな課題ではないかと考えています。

委員長

行政は行政がやるべきことをやらねばならない。その上で市民が何をやるかであって。やはり行政がやることを考えたうえで、どの部分を市民にと考えていかないとグズグズになってしまうだろうと考えます。一般的にはベースが行政、上乘せ・横出し等を住民主体となるのではと思えますが。先ほど私は住民もお世話になるだけではなく、貢献する意識を持たなければならないと発言しましたが、同時に行政は行政でやるべきことはやるということを持たないといけないと思えます。なお、現行計画の中には「市民主体の組織に関する検討」がありますので、8月にはその評価も頂きたいと考えています。

委員A

先ほどの話に戻って恐縮ですが、委員長の言われた行政がやるべきことをやるのは当然の事なのですが、やるべきことは何かということも問われております。私が関わっている小金井市の協働の在り方検討会というのがありまして、そこでは、市民がどのように関わるかだけでなく、従来行政がやってきた仕事の中身の中に、協働という切り口から考えると、本当に「市民にとってちゃんとやっているのか」と

ということも検討しています。行政が市民協働や市民と手をつなぐとって来た行政施策そのものに、相当問題があるのではないかとという仮説に立ち、市役所の半数以上の課にアンケートをしたうえで、検討会のメンバーが行政からヒアリングを行い、その中身を検証しました。検証結果は現在まとめている最中です。市民協働というのは「予算を出しますのであなた方市民が提案してください」という施策でももちろん結構なのですが、私たちはむしろ逆ではないかと考え、行政が今までやってきた仕事の中に本当に問題点がないのか、行政自身が考えるべきだと申し上げたところ、小金井市が了承してくださり、現在市民協働という視点から市民の目で検証している最中です。そういった意味では行政の中まである程度踏み込んで、行政がやるべきことをやっているのかを検証することが必要だと考えます。

もう一つ、行政がやるべきことをやるという危険性の一つに縦割り行政の問題があると思います。今、横割りで考えなければいけない問題が多くあります。わかり易い例では、「ころころの森」という子育て総合支援施設になります。ここはおそらく多摩で最初にできた支援施設ですが、従来のような保育行政の枠内では、つまり待機児童0作戦が最優先の考え方では予算が出せない事業でした。しかし現実には保育所に行っていない方は5人に4人いるわけです。その人たちが税金の恩恵を受けていないわけです。その人たちに従来縦割り行政の中では目が向かなかったところ、子育て総合支援施設を作ろうということで担当セクションの方がやっていたものです。問題は東村山市がそれをやったが後に続くのはわずか多摩市だけだったことです。非常にニーズも高く、現実に利用者も増えているが、従来縦割り行政の中ではできないと。たまたまころころの森を例に挙げましたが、おそらくこれ以外に発想を変えれば、従来やってきた行政の枠内での仕事を見直して、相当予算の流れ方、配分の仕方、行政や市民意識の改革によっていろいろなことができるのではないかと思います。そのような時期に来ているのではないかと考えます。これは難しいですが、一つの成功事例はころころの森だったと思います。そこまでもう少し踏み込んで考えられないかと思います。

委員D

第3次地域福祉計画の基本目標に「みんなで支え合う」というものがあります。これは障害者の立場からすると必要な項目だと思います。アンケート結果等に目を通してみますと、「一人の生き方が尊重されるまちにしてほしい」とか、「自宅で生活する障害者が多く、その中で地域で支え合う」とか、大きな問題として、「親亡き後、どうやって地域で自立できるのか」等の意見があります。その中で障害として大きく出るのは、やはり「地域で支え合ってほしい」ということです。ただ、地域の中で偏見等の問題もあります。今回のアンケート結果でも、「変な目で見られる」とか「就労しても普通に見てもらえない」など障害者に対する見方についての結果が出ているので、そういった方をどうやって支えるのか、それはやはり生活している地域で支え合うのだと、そういう意味では支え合うというのは障害という部分では重要なテーマであると考えております。

委員長

全体の中で、学校教育の問題に触れてきていませんが、実際にいじめの問題は相当深刻で、小学校でいじめられた子が中学・高校にいても避けられた子などは、人格形成に大きな影響を与えていると思いますが、この問題がほとんどノータッチですよね。また、小学校5年生くらいで数名のグループを作り、そこから外れない

ように戦々恐々と狭い世界で子どもたちが暮らしているという状況があります。低年齢の時から教師主導でしっかりグルーピング等をしないと、好きなもの同士でグループを作り、はじかれてしまう子がでてきてしまいます。児童虐待は家庭でのことだけを取り上げた法律ですが、家庭外の虐待、人格形成に与える大きな影響はとても大きいと思う。これらは、このような計画の中からもれてしまうため、そういうところをどうするのかも課題だと個人的に思っています。

委員 B

レインボープランは前期から作らせていただいたが、その時も教育分野については、担当の方が努力していただき、教育委員会の方を度々お呼びいただいた。そこで議論を重ねさせてきたが、平たく言うと、結果としては教育委員会がやってきたことを実績として載せるのみの形式になってしまった経過があります。

委員長

他にご意見はありますか。

委員 D

従来から障害者というと、手を差し伸べなければいけないとか、そういう対象として見てしまいましたが、今回のアンケートを見ますと、母親が「疲れたから休みたい」とか「就労しているが、休みの日は余暇活動をさせてやりたい」等の意見があります。「障害だから何かを我慢しなければならない」ではなく、文化的な活動とか、一步進んだ発想というか、生活が豊かになるようなことができたかなと思います。従来の「何かしなければいけない」とか「それでいいだろ」ではなく、生きるということについてはみな平等なので、そこに余暇的な、生活の中で余力を持った生活ができるような何かができないかという考えはあります。

委員長

家庭に出向くサービスよりは外に出るようなサービスの方が五感を通じて様々な刺激を受けるわけですから、今の脳科学にしてもぜんぜん違うわけです。高齢者では、訪問するよりも大勢の人のいるところに引っ張ってくるほうが効果的であり、それは障害者も赤ちゃんも同じです。基本的に自分は外に出たくないという人もいますが、できるなら連れ出すサービスというのを、在宅サービスの中でも力を入れたらと思います。

委員 F

今日の様子を見させていただき、様々なところで参考となったところがありました。今後少しずつ積み重ねていきたいと考えています。

委員 G

視点が変わってしまうかもしれませんが、「参加と協働」の際に、ボランティアという視点が計画に入っていないのですが、計画の視点と違うのでしょうか。先ほどから行政、市民という話がでていますが、このことは入れられないのかなと考えていました。震災では多くの方がいらしたが、諸外国と比べるとそういった視点では、意識として少ないのではないのでしょうか。

委員長

ボランティアの定義にもよりますが、この計画は行政だけでやるものではありません。市民は税金を納め行政を監視する役割もあるが、同時に汗もかくといった考えになります。行政は本来、市民と公務員が一緒になって作る前提があるはずで、地域福祉計画、地域福祉という言葉を作ってきたのはそういう背景なのですから、ボランティアというものは計画の中になければならないと考えています。

委員長

それでは第1回はこれで終了させていただきます。先ほど委員がおっしゃったとおり、市民意見を聞いているわけですから、それは大切にしなければいけません。また、あまりきれいごとになっても意味がないので、シビアに将来を見ながら、本当の意味で市民にプラスになる計画を作らなければいけません。理念とか目標は掛け声にあたる部分かもしれませんが、それらが市民の心をゆさぶるものであれば、本当のものになるのだらうと思います。先ほど事例を挙げていただきましたが、やはりいままでの行政のやり方に反省すべき点もあるかとおもいますし、個別計画におまかせする部分もあるかとおもいますが、基本的にどういうことを考え、どういった姿勢で臨むかということを地域福祉計画でしっかりさせておいた方がよいかと思えます。